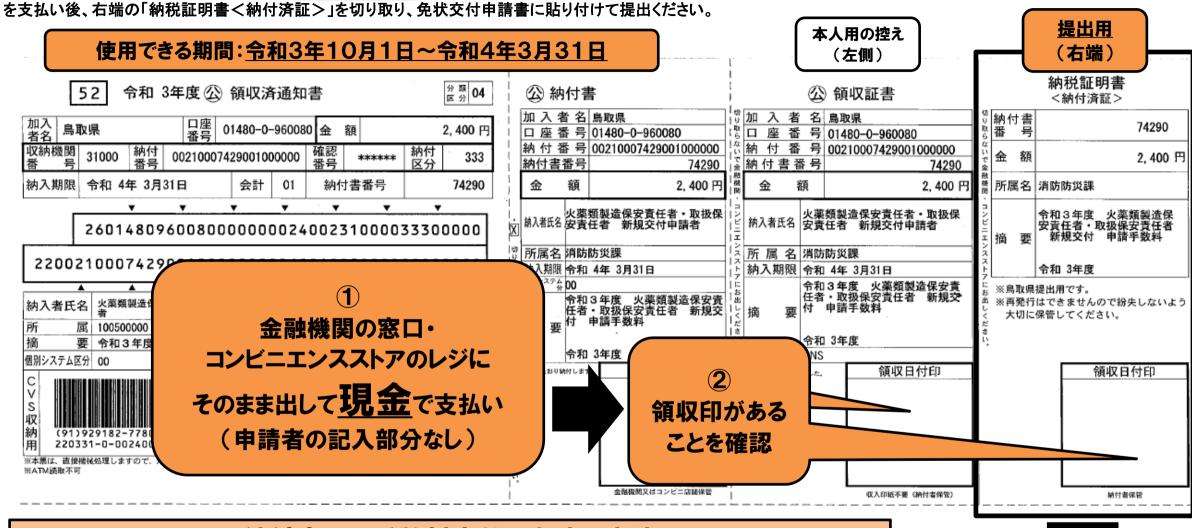
## 【ご注意ください】免状の新規交付申請の手数料の支払いについて(試験合格後)

試験の合格通知がお手元に届きましたら、試験日に入手した「令和3年度火薬類取扱保安責任者・製造保安責任者免状任者【新規免状の交付】」と表示された納付書で手数料



## 納付書での手数料支払と申請の方法

- ①納付書の右下部分に「令和3年度火薬類取扱保安責任者・製造保安責任者免状【新規免状の交付】」と表示されていることを確認し、納付書の裏面に記載の金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジに納付書を提示し、現金で手数料を支払いください。(金額、手数料名などは印刷済みですので、申請者が記入する部分はありません。)
- ②受け取った控えの「領収日付印」欄に領収印があることを確認ください。
  - (領収印がない場合は、窓口・レジの方に領収印を求めてください。領収印のないものは申請用に使用できません。)
- ③右端の<u>「納税証明書<納付済証></u>」を切り取って免状交付申請書に貼り付け、鳥取県火薬保安協会に提出ください。(誤って左側の「領収証書」を貼り付けた場合、証書はお返しできません。)
- ※令和3年9月30日以前、令和4年4月1日以降は使用できません。紛失、汚損の場合を含め、新しい納付書が必要なときは、裏面をご覧ください。

③ 右端の「納税証明書 <納付済証>」を 切り取って 申請書に貼り付け

## 新しい納付書を入手する方法

次の場合で新しい納付書が必要なときは、下記の設置場所で入手ください。 遠方にお住まいなどのご事情がある場合は、県消防防災課(電話0857-26-7063)に相談ください。

○納付書をなくしたとき ○納付書が汚れたり破れたとき ○納付書の使用期限が過ぎたとき

※県からの郵送を希望する場合は、県ホームページ「電気工事業の申請・届出」から「納付書送付依頼書」をダウンロードして 所定事項を記入し、県消防防災課にファクシミリ・メール送信ください。

| 入手先 |                                    | 所在地             | 電話番号              |
|-----|------------------------------------|-----------------|-------------------|
| 1   | <u>鳥取県火薬保安協会</u>                   | 鳥取市西町2丁目310     | (0857)<br>24-2281 |
| 2   | <u>一般社団法人</u><br><u>鳥取県東部建設業協会</u> | 鳥取市南隈908        | (0857)<br>28-6065 |
| 3   | <u>一般社団法人</u><br><u>鳥取県中部建設業協会</u> | 倉吉市東巌城町12       | (0858)<br>23-0341 |
| 4   | <u>一般社団法人</u><br><u>鳥取県西部建設業協会</u> | 米子市日ノ出町1丁目12-27 | (0859)<br>33-4551 |